

第3回 平成25年伊豆大島土砂災害第三者調査委員会 議事要旨

日 時：平成27年12月25日（金）13時00分～17時30分

場 所：（株）社会安全研究所 会議室

出席者：田中委員長、岩田委員、黒田委員、鈴木委員
事務局（4名）

概 要：

事務局より資料1及び同別添を説明した上で、質疑応答・討議を行った。主な発言要旨は、以下のとおり。

(1) これまでの情報収集で得られた事実等について 〈資料1〉

◎台風説明会

- ・ 台風説明会の開催状況について、「開催頻度は一定ではないが」という表現があるが、それは当然のことである。確認の上、「測候所が廃止された前後で同様の基準で開催されている」という表現にするべきではないか。

◎防災関連情報の伝達と対応等

- ・ 土砂災害警戒情報などは、同じ情報を複数の送付元から伝達することが地域防災計画等で定められているが、実情は同じFAX機宛に届くことになっており、回線が混み合って伝達が遅れるという問題にもつながる。大島だけに限らない防災情報伝達の一般的な課題として、提言するべきである。
- ・ 14日以降に出された「台風第26号に関する東京都気象情報」は気象庁から東京都に伝達されていたが「東京都気象情報」の第6号以外の情報は東京都から大島町には伝達された記録がない。発災当時、東京都から大島町はじめ市町村にはどのような情報を伝達することになっていたかを確認する必要がある。
- ・ 気象庁の発表した気象情報が、東京都の防災情報システムで大島町に自動送信されていたかについては再度確認を行う必要がある。特に、大島に対して最初に雨に関しての警戒が示された「台風第26号に関する東京都気象情報第4号」が伝達されていたかが重要になる。
- ・ 当時、東京都は東京都気象情報の発表以降は、どのように対応することになっていたか、確認する必要がある。
- ・ 土砂災害警戒情報については、その伝達を都道府県に義務づける法改正がなされている。この災害より前であったか否か確認することが必要。また、東京都が土砂災害警戒情報を発表した際の市町村への伝達について、地域防災計画上で、当時どのように定められていたか、現在どのように修正されたかを確認する必要がある。

- 16日の00:00頃、00:10頃、01:00頃の東京都から大島町への電話連絡については、概ねの時間及び回数について再度確認する必要がある。
- 大島町が東京都からの18:05のFAX、19:25の電話確認、21:21のFAXに応答しなかったこと、また東京都の応答が無かった場合の対応については再発防止を考える上で重要な事項である。
- 現在、大雨時等には河川管理者が市町村に助言を行ったり、相談に乗ったりすることになっている。このような仕組みになったのが、大島の土砂災害の前か後かを確認する必要がある。
- 大島町の宿直担当者の記録によると、15日の18時過ぎにFAXの受信確認ボタンを押したとある。これは東京都の記録と整合がとれないため、確認が必要である。
- 15日0:00、気象庁から都へ「尋常ならざる状況になる危険性がある」と電話連絡が入っているが、この情報は1:00に参集した大島の消防団や住民には伝わらなかった。住民への情報伝達は、役場の同報無線や消防団による伝達が主となるため、消防団への情報伝達については改善点として指摘すべきである。

◎大島の降雨

- 大島では過去50年間、1日で300mm以上の降水量があったのは6日、2日で300mm以上の降水量を記録したのは6日、合わせると12日間となる。それほど頻繁に発生していたわけではないが、4年に1回程度は起こっていたような現象である。
- 当日の雨の降り方は、大島内でも地域差があったことは明示すべきである。
- 土砂災害を発生させた雨は、台風本体の雨域雨ではなく、周辺の線状降水帯で降ったものである。台風についてはある程度予測され、台風説明会や東京都気象情報などが出されていた。一方で線状降水帯による大雨は予測されていなかった。町として非常配備の時刻などは、台風説明会で示されていた「警戒を要する時間」などから決められていたと考えられる。
- 17:25の「東京都気象情報4号」をどうすれば大島町が受け取れたのか、また受け取れていればどのような対応ができたのかなどを議論していく必要がある。

◎台風接近時の体制について

- 過去に土砂災害警戒情報や台風接近に対応した経緯の記録からみて、次のような点を今後さらに確認・検討することが必要である。
 - 非常配備体制の決め方（判断の方法）について、必ずしも一定のルールがなかったのではないか。
 - 非常配備体制の決める際、どのような情報をもとにしていたのか（気象庁による台風説明会の情報のみだったのか、あるいは、火山防災連絡事務所からも情報を得ていたのか等）
 - 非常配備体制が何を目的としたものであったか（特に、本庁参集者と出張所参

集者の役割など) について、どのような認識にあったのか。

- 大島町で雨が警戒レベルに達するという情報が最初に出されたのは「東京都気象情報第4号」である。東京都から大島町へ「東京都気象情報」が第6号を除き伝達されていなかったかどうかについては、さらに確認を要する。また、今後委員会にて、町がどのようにすればこうした重要な情報を的確に収集することができたか議論する必要がある。定時に職員が一時退庁した後の情報収集を消防にお願いするなど、消防団を含め消防ともっと連携すべきだったのではないか。
- 消防団が参集時刻を決めた経緯を確認すべき。災害に備える体制としては、町だけでなく、消防本部、消防団との連携も重要。この三者がどのように連携して非常配備体制を検討・決定したのかについても、把握しておく必要がある。

◎周辺4島における対応（事務局口頭報告）

- 神津島では、平成25年当時すでに避難勧告・指示の基準や範囲が詳細かつ明確に決められており、16日0:20に避難勧告発令を決定していたことは、モデルケースとなり得る事例である。
- 次の項目を追加して調査する。
 - 神津島が避難勧告・指示の基準として、「連続雨量140m/mを超えた場合」という条件を設けた経緯（連続雨量140m/mは、かなり低い値であり、避難勧告・指示が出やすい条件。なぜこのような値を設定しているのか、いつ決まったのか、要確認。）
 - 三宅島で15日11:45に災害対策本部を設置した経緯
 - 周辺各島における、役場の時間外体制
 - 周辺各島における、役場と消防本部・消防団との連携
 - 周辺各島における、15～16日にかけての消防団の動き（招集ルールを含め）

◎島内における停電発生状況（事務局口頭報告）

- 東京電力（株）提供資料に示された停電時刻（神達地区付近：16日2:16、大金沢・元町3丁目付近：同3:06）は、それぞれの地区で土石流被害が発生したと思われる時間帯と一致する。この間の約50分間を、住民が避難することができた時間帯だったと見なすことはできるか、今後議論が必要である。少なくとも、大金沢周辺であれば、建物の2階へ上がれば助かったかもしれない。

(2) 今後の進め方について

◎経過報告について

- 1月に予定している経過報告では、前回及び今回の委員会で確認された主な事実情報に加え、本委員会の目的（目指そうとしていること）について、わかりやすく冒頭に記載する。

◎報告書のまとめ方について

- “被害者をゼロにするためには何をすべきだったのか”という観点から報告書を作成する。
- 報告書は、全体として「事実情報」「分析」「提言」の3構成とするのではなく、論点を設定して論点ごとに「事実情報」「分析」「提言」を設ける形としても良い。
- 神達地区で被害者を出さないためには、当時何をすべきだったのか議論すべき。
- 今後委員会にて、今回の土砂災害におけるモデルケースについて議論する必要がある。

◎報告会について

- 3月に実施予定の報告会について、田中委員長のスケジュールをもとに日程調整を開始する。

(3) その他

- 町民向けアンケートの集計結果については、田中委員長、黒田委員を中心に内容を確認し、分析方針等を事務局に指示する。
- 職員向けアンケートについては、これまでの各種情報収集結果や町職員等に対する聴き取り結果などを考慮すると、正確な記憶がない場合が多いなど、正確な事実情報を得られない可能性が高いため、優先度は低いと考えられる。このため、当面は、より優先度の高い他の作業を中心に進めることとする。

以上